

白井市避難行動要支援者 避難支援プラン

2020年（令和2年）1月

白 井 市

文書の新規発行／改定

版数	改正／施行年月	新規制定／改定内容	備考
初版	作成：令和2年1月 施行：令和2年1月	新規制定	
第2版	改訂：令和7年8月 施行：令和7年8月	一部改訂（避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲）	

目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1. 背景.....	1
2. 基本的な考え方.....	1
第2章 避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲.....	2
第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法.....	3
1. 名簿の種類.....	3
2. 名簿に掲載される個人情報の範囲.....	3
3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法.....	3
4. 名簿情報の更新及び修正.....	4
第4章 避難支援等関係者に関する事項.....	4
1. 避難支援等関係者の範囲.....	4
2. 避難支援等関係者の安全確保.....	4
第5章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項.....	5
1. 地域と市における避難支援体制.....	5
2. 名簿の提供.....	5
3. 安否確認体制の構築.....	6
4. 個別避難支援プランの作成（個別計画）.....	7
5. 避難行動要支援者の避難場所.....	7
第6章 避難行動要支援者名簿の受領・更新手順.....	8
第7章 名簿情報の取り扱い.....	10
1. 名簿情報の共有と活用.....	10
2. 個人情報の保護.....	10
第8章 避難施設における支援.....	11
第9章 関係機関等との連携.....	12
第10章 普及啓発.....	13
1. 地域住民の防災意識の啓発.....	13
2. 防災訓練等の実施.....	13

第1章 基本的な考え方

1. 背景

災害時において、避難支援を必要とする高齢者や障がい者等の生命を守るため、平成18年3月に国において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、ガイドライン）」が示されました。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地における死者の約6割を65歳以上の高齢者が占め、障がい者の死亡率も被災住民全体と比較して約2倍に上りました。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」とする。）の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした状況を受けて、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられるとともに、避難支援関係者への名簿情報を提供することなどが定められました。そして同年8月には、この法改正を受けてこれまでのガイドラインが全面的に改訂され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

本市では、平成27年3月に避難行動要支援者対策を「白井市地域防災計画」に位置づけ、その下位計画として、令和2年1月にこの「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」を定め、従来の災害時要援護者対策から見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「千葉県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域（近隣の）共助、及び市による公助と連携して、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

2. 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めると備えをする「自助」や、自主防災組織、市民自治組織（自治会・町内会）、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。

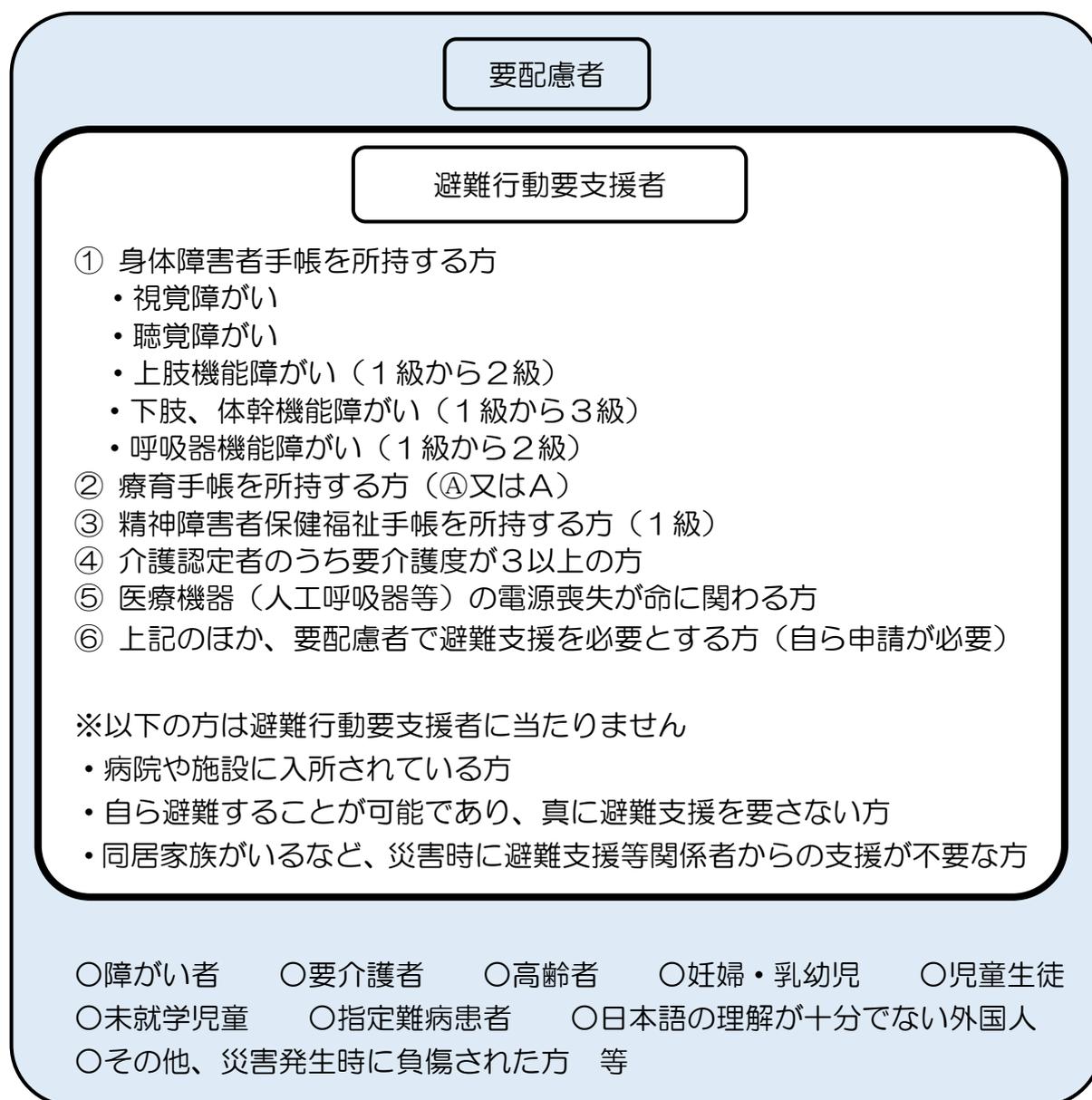
このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃から地域のつながりを通じた取り組みにより、「私たちのまちは、私たちが守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが必要となります。

第2章 避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失ったりするなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする者を「要配慮者」といいます。

本市では、これらの要配慮者のうち、障がい者や要介護者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する以下の者を、「避難行動要支援者」と位置付け、地域での避難支援体制づくりのために名簿を作成することとしています。

●「要配慮者」と「避難行動要支援者（名簿掲載対象者）」



第3章 名簿作成に必要な個人情報及びその入手・更新方法

1. 名簿の種類

市が作成する避難行動要支援者名簿は、次の2種類があります。

- ①平常時から避難支援等関係者（5ページ参照）に情報を提供することに同意した方の名簿
- ②災害発生時に名簿掲載者の同意の有無に関わらず、法令に基づき、避難支援等関係者に提供される名簿

2. 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。

また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

本市では、国の取組指針を受け、次の（1）～（9）に掲げる情報を名簿に掲載するものとします。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）性別
- （4）住所又は居所
- （5）本人の連絡先（電話番号）
- （6）緊急時の連絡先（氏名、電話番号、本人との関係）
- （7）避難支援等を必要とする事由
- （8）必要とする支援内容
- （9）自治会名・行政区名

3. 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される個人情報については、市で管理している情報を集約するほか、市から名簿掲載対象者に対して送付する「避難支援希望申請書 兼 避難行動要支援者名簿情報提供同意書」に対象者本人（若しくはその家族等）が記入した情報を利用します。

なお、避難支援等関係者は、市から提供を受けた名簿及び本人から収集した情報の管理者を設置し、適正に管理するものとします。

●名簿に利用する情報を管理している市の担当部署

名簿掲載対象者	担当部署
障がい者（身体、知的、精神）	障害福祉課
要介護者	高齢者福祉課

※上記担当部署が管理している情報の他、市民課の管理する住民基本台帳の情報を利用します。

4. 名簿情報の更新及び修正

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新及び修正を定期的に（年1回以上）行うものとします。

更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から避難支援等関係者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

名簿の修正については、市が管理する情報に変更があった場合や、本人（代理人を含む）からの申出があった場合、行うものとします。また、名簿掲載の削除を希望した場合や名簿掲載の対象外となった場合は、避難行動要支援者名簿から削除します。

なお、名簿提供の同意については、変更の申出や名簿掲載の対象外となった場合がない限り、自動的に継続します。

第4章 避難支援等関係者に関する事項

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援の実施等に携わる関係者を避難支援等関係者と言います。

市は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

《避難支援等関係者》

自主防災組織、自治会、民生委員、社会福祉協議会 など

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となります。

個別避難支援プランを作成する際に、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが必要です。

第5章 避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

1. 地域と市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
地域 (避難支援等関係者) 自主防災組織 自治会 民生委員 など	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の見守り、声掛け ・地域における避難支援体制づくり（安否確認体制の構築等） ・地域全体で防災活動を推進する風土づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達 ・安否確認、避難誘導、救援物資等の配布 など
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者情報の収集 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・名簿情報（平常時）の提供 ・避難支援関係者等との連絡構築 ・名簿制度の広報、啓発 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿情報（災害時）の提供 ・安否情報の収集管理 ・避難のための情報伝達 ・福祉避難所開設のための福祉施設との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・医薬品、衛生材料の調達 など

2. 名簿の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得た名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で、第6章に基づく名簿の受領体制が整っている避難支援等関係者へ、平常時から提供します。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿を提供します。

3. 安否確認体制の構築

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。

避難支援等関係者の状況により、個別避難支援プラン（8ページ参照）の作成が困難な場合でも、安否確認体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

発災時の安否確認については避難支援等関係者が主体となり体制を構築し、市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合い、要支援者の情報収集に努めます。

実施方法として、市から提供された避難行動要支援者名簿に基づき一世帯ずつ確認する方法がありますが、これでは数十～数百世帯を確認するのに多くの時間がかかってしまいます。また、名簿に記載された方だけの安否確認を行う場合は、名簿に記載されていない方が災害発生時に救助が必要な状況となった場合、取り残されてしまう可能性があります。

このため、安否確認については避難行動要支援者のみにとどまらず次のような方法を地域で取り決めておくことが推奨されます。

《安否確認方法の例》

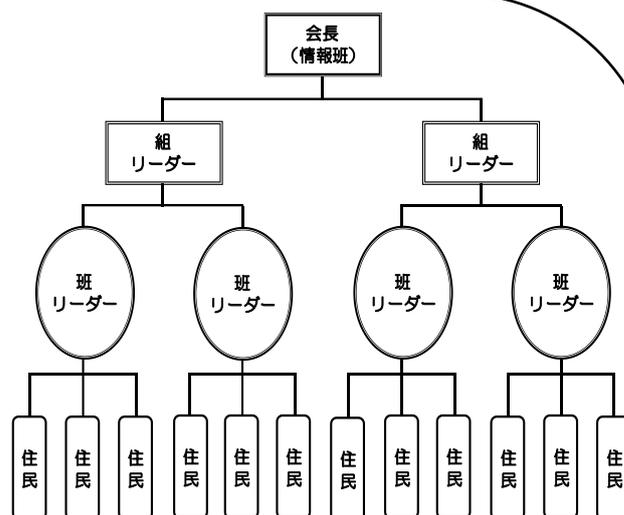
- 地域を小さなブロック（10～20世帯程度の班など）に分けて、ブロックごとに長を決め、ブロック長は手分けしてブロック内の家々を回り、安否を確認する。
- 地区で事前に「無事です」と書いた旗やカードを準備しておき、無事ならばそれを外に出すという約束をしておく。ブロック長はブロック内の家を周り、旗やカードが出ていない家だけ安否を確認する。
- 自主防災組織等であらかじめ指定した一時避難場所に集合していない世帯を近隣の方が安否確認をする。

※自主防災組織等で作成している名簿の情報を地図に転記しておきます。（安否確認を実施する際には、小さなブロック（班）毎に名簿や連絡簿を作成しておくことで確認がしやすくなります。）

市から提供された避難行動要支援者名簿を活用して、自主防災組織等の名簿に避難の支援が必要な方かどうかの情報を記載します。

この自主防災組織等の名簿は、避難行動要支援者名簿が更新される時期などに合わせて、定期的に見直します。また、平常時から、安否確認に携わる方の役割分担や確認の方法を決め、地域の中で周知・共有しておくことが重要です。

避難行動要支援者を含め、自主防災組織等の皆で、災害が起きたことを想定し、自主防災組織等で指定した「避難場所」を拠点とした訓練を実施することで、災害発生時における安否確認の実効性が高まります。



4. 個別避難支援プランの作成（個別計画）

個別避難支援プランは、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導、また、避難所等での生活支援を的確に行うための計画です。

避難支援等関係者が中心となり、「避難行動要支援者聞き取り調査票（参考様式）」（21ページ参照）等を利用し、避難行動要支援者（もしくはその家族等）と話し合いながら次の項目等を盛り込み作成します。

《個別避難支援プランに盛り込む事項の例》

避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報の伝達方法、個人で備蓄が困難な物資、必要な支援の内容、など

要支援者避難支援プラン(例)									
作成日	年 月 日 ()			作成者		支援計画等 記入欄	避難支援者	氏名 (団体・担当者名)	かおり
対象者 (避難行動 要支援者)	氏名	なし坊		性別	男		(支援者を指定 可能な場合)	住所	白井市□□
	住所		白井市〇〇		生年月日		1998.7. 4	連絡先	080-0000-0000
	連絡先		047-0000-0000				避難支援者 ②	氏名 (団体・担当者名)	
緊急時の 連絡先①	フリガナ	ゆたか	調査対象者との 関係		父		(支援者を指定 可能な場合)	住所	
	氏名	白井市△△					連絡先		
	住所	090-0000-0000					支援計画 支援方法	寝たきりで歩けない。 玄関に赤・黄・白のハンダナが置いて あるので、 怪我をして病院に搬送：赤 無事であるが避難所に避難：黄 無事のため在宅：白 を玄関ドアに結んでおく。	
緊急時の 連絡先②	フリガナ	調査対象者との 関係					特記事項	薬を飲んでいる。(製品名：〇〇) 保管場所は冷蔵庫脇の戸棚。	
	氏名								
	住所								
家族等の状 況	日中は1人。両親は都内に勤めている。								
支援する際 の注意事項	骨が弱いので、抱えるとき注意。					部屋の配置図 または 避難経路			
支援に必要 な資機材	避難時には、担架や車椅子があると良い。								
備考									

5. 避難行動要支援者の避難場所

災害により被害を受け、自宅に住めなくなった場合に、避難者は小中学校等の避難所で一時的な避難生活を送ることになります。

市では、小・中・高等学校の体育館や市の出先機関を一般の避難所（一次）とし、一般の避難所での生活が困難な方は、福祉避難所（二次）である福祉センターまたは災害応援協定の締結により福祉避難所を開設する福祉施設で受け入れを行います。

第6章 避難行動要支援者名簿の受領・更新手順

<Step1> 市から避難行動要支援者宅へ避難支援希望確認書を送付

市は、避難行動要支援者に該当する方あてに「避難支援希望申請書 兼 避難行動要支援者名簿情報提供同意書」（様式1）を送付します。

<Step2> 避難支援希望確認書の提出

避難行動要支援者は、市から届いた「避難支援希望申請書 兼 避難行動要支援者名簿情報提供同意書」（様式1）に避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報の提供）への同意確認などの必要事項を記入し、市に返送します。

<Step3> 避難行動要支援者名簿の受領体制の構築

自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿を適正に管理するために、名簿の取り扱い（個人情報保護）等を定めた「規約」を整備します。

<Step4> 避難行動要支援者名簿の受領申請

自主防災組織等の代表者は、「避難行動要支援者名簿受領申請書」（様式2）に名簿管理者や連絡先等を記入し、市に提出します。

<Step5> 避難行動要支援者名簿の提供

市は、自主防災組織等の代表者へ、避難行動要支援者のうち個人情報の提供に同意した方の名簿を提供します。

自主防災組織等の代表者は、避難行動要支援者名簿を受け取る際に、「避難行動要支援者名簿（平常時）受領書」（様式3）を市へ提出します。

また、名簿管理者が交代した場合には、名簿管理者の交代を「避難行動要支援者名簿管理者変更届」（様式4）によって、市に届け出ます。

<Step6> 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿の更新を定期的に（年1回以上）行い、自主防災組織等の代表者へ、古い名簿と引き換えに更新名簿を提供します。

名簿を更新する際には、新たに避難行動要支援者に該当となる方に対して、Step1と同様の書類を市から送付し、避難支援希望の有無や、名簿掲載（個人情報の提供）への同意について確認します。

■避難行動要支援者名簿（イメージ）

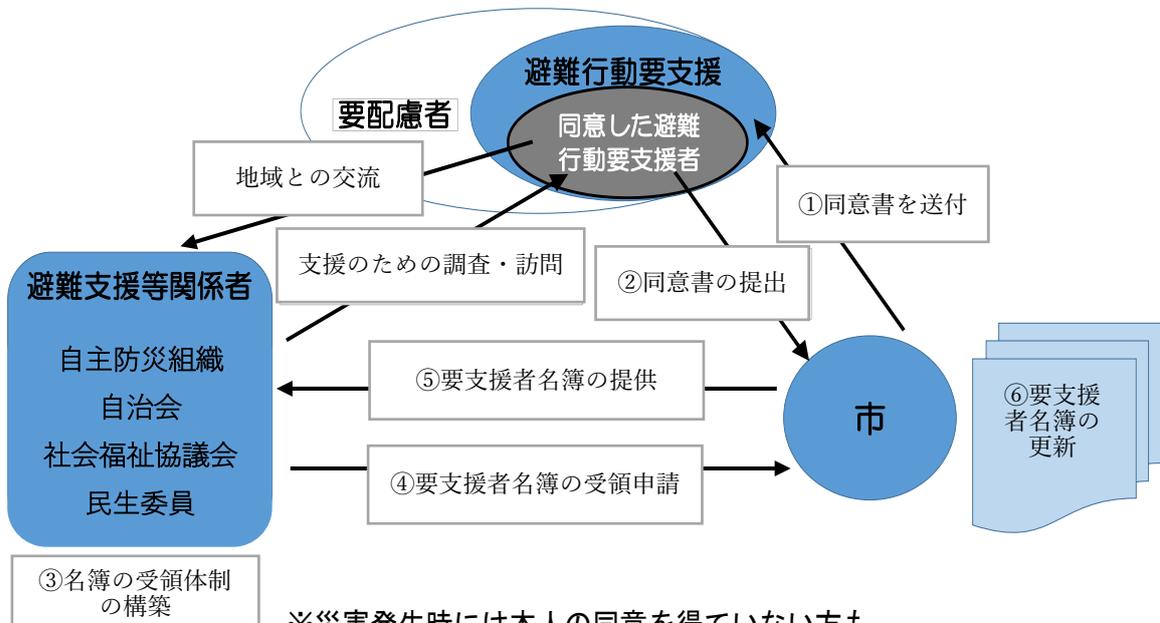
年度 避難行動要支援者名簿

年 月 日現在

NO	フリガナ	生年月日	住 所	電話番号（本人）	自治会・行政区名	緊急連絡先①
	氏 名	性別	方 書	避難支援を必要とする事由(※1)	必要とする支援内容(※2)	緊急連絡先②
1	シロイ 太郎	S56.12.16	白井市白井〇〇〇番地の〇〇	047-XXXX-XXXX	〇〇自治会	090-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 父
	白井 太郎	男	〇〇アパート〇号室	精	1 避難勧告等の情報を伝えて欲しい	080-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 義妹
2	シロイ 花子	S56.12.16	白井市白井〇〇〇番地の〇〇	047-XXXX-XXXX	〇〇区	090-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 父
	白井 花子	女	〇〇アパート〇号室	介	2 避難所まで付き添ってほしい	080-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 義妹
3	シロイ 三郎	S56.12.16	白井市白井〇〇〇番地の〇〇	047-XXXX-XXXX		090-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 父
	白井 三郎	男	〇〇アパート〇号室	身 知 精 介 そ		080-XXXX-XXXX 〇〇 〇〇 義妹
4						
5						

(※1) 必要とする支援内容 身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者 介：介護認定者（3～5級） そ：その他

■避難行動要支援者の名簿提供までの流れ



※災害発生時には本人の同意を得ていない方も含めた避難行動要支援者の名簿を提供

第7章 名簿情報の取り扱い

1. 名簿情報の共有と活用

避難行動要支援者名簿に掲載される情報は、平常時の避難支援体制づくりや、災害発生時の安否確認等に利用されるものであり、自主防災組織や自治会の代表者が情報を保有しているだけでは、地域の取り組みとして活用することは困難です。

そのため、誰がどの避難行動要支援者に関する名簿を管理しているのかを把握した上で、避難支援の取り組みに必要な範囲の情報として、対象となる名簿（複写）を班長や組長等、避難支援に携わる方へ配付することが災害対策基本法で認められています。

名簿情報を共有する範囲や活用方法に関して、自主防災組織、自治会ごとに取り組み方法を定め、事前に住民へ周知・共有することで、地域全体の防災意識を高めることにもつながります。

2. 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務が課せられており、その取扱いには十分注意が必要です。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた自主防災組織等は、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底しなければなりません。

また、名簿管理者の交代があった際には、様式4により速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行わなければなりません。

市では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、規約及び誓約書の提出を求めることにより、各地域での個人情報の取り扱いに関する守秘義務を確保し、個人情報保護の徹底を図ります。

加えて、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、市で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。

第8章 避難施設における支援

避難施設においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレの設置や、スロープ等の段差解消設備等、様々な対応が必要となります。

特に情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮が必要です。

市は、避難生活が長期化する場合に、被災者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施します。

また、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や受け入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。

市は、これらの支援を円滑に実施するため、関係団体や事業者等との協定締結を進めます。

第9章 関係機関等との連携

災害発生時において、市は次の関係機関と連携しながら避難行動要支援者の支援を行うものとします。

(1) 白井市社会福祉協議会

災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、白井市社会福祉協議会が主体となり、災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）を行います。

白井市社会福祉協議会と連携し、この機関の体制強化を図ります。

また、各地区の社会福祉協議会と連携し、被災者への支援を行います。

(2) 福祉施設等（福祉避難所（二次））

学校等の避難施設での生活が困難な避難行動要支援者を始めとする要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制が整備された福祉施設（福祉避難所（二次））を災害発生時に確保できるよう、市では施設の管理者と災害時応援協定の締結を進めます。

また、市内の施設の受入れ能力を超える場合は、他市町村へ避難（広域避難）することがあります。

(3) 民間企業等

市では、避難行動要支援者を始めとする要配慮者が避難生活に必要な福祉用具等の物資の供給を受けることができるように、災害時応援協定の締結を進めます。

第10章 普及啓発

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が安心して生活していくためには、地域住民の方々の連携、すなわち「共に助けあう」体制づくりをしていくことが不可欠です。

市では、避難行動要支援者の避難支援体制づくりのために、行政関係機関、民生委員、自主防災組織、自治会、近隣の方などが連携して助け合う仕組みづくりを推進しています。

地域においては、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、自主防災組織等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、災害発生時に避難行動要支援者の安全を確保するためには、行政関係機関（公助）や地域等の支援（共助）に加えて、避難行動要支援者本人やその家族の平常時の備え（自助）がその基礎となります。

1. 地域住民の防災意識の啓発

市は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図ることとします。

自主防災組織等は、地域住民の協力により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めるものとします。

2. 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、地域の中で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者本人が参加する訓練等を実施することとします。

白井市避難行動要支援者避難支援プラン

発行 2020年（令和2年）1月

改訂 2025年（令和7年）8月

編集発行 白井市総務部危機管理課

〒270-1492

TEL：047-401-4650

FAX：047-491-3554